

倫理学の観点からの教育活動の接合可能性 海洋 政策文化学科における初年次教育の経験に基づいて

著者	萩原 優騎
雑誌名	東京海洋大学研究報告
巻	17
ページ	31-46
発行年	2021-03-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00002037/

[論文]

倫理学の観点からの教育活動の接合可能性 —海洋政策文化学科における初年次教育の経験に基づいて—

萩原 優騎*

(Accepted November 26, 2020)

A Possibility to Connect Education Activities from the Views of Ethics: Based on the Experience of the First-Year Curriculum in the Undergraduate Course of Marine Policy and Culture

Yuki HAGIWARA*

Abstract: The purpose of this paper is to consider if various education activities as the first-year curriculum can be connected from the viewpoints of environmental ethics and information ethics. A tendency common to environmental ethics and information ethics is the antagonism between universalism and pluralism, that is, whether applying a unique criterion beyond the areas or making much of social and cultural diversity. Secondly, an increase of uncertainty with the development and the spread of science and technology is a major issue of environmental ethics and information ethics. Conventional norms fall into malfunction in contemporary society faced with these difficulties. Therefore, it is said that new norms to solve the problems are necessary. What is important is how they can function well. A possibility proposed in this paper is ethics functions as a frame of reference supporting people who take part in decision-making learn with each other to reconsider their truism. Education activities from the viewpoints of ethics as the first-year curriculum can be an opportunity for students to deepen their understanding that multilateral and critical thinking through the process of learning and the use of a frame of reference is important in decision-making, besides, in their research activities at university.

Key words: environmental ethics, information ethics, universality, plurality, uncertainty, learning

第一章 はじめに

東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科では、1年次に必修である複数の科目の内容が相互に関連したものとなるように工夫がなされている。中核となるのは、「フレッシュマンセミナー」の一環として行われる実習であり、同大学の「水圏科学フィールド教育研究センター館山ステーション」（千葉県館山市）を拠点として、例年7月に実施される。この実習では、市役所、漁港、漁業協同組合、水族館などの関係者から話を聞いたり、海でのスノーケリングや磯観察を行ったりといった様々な学びの場が、「海と人との関係」を主題に用意されている。実習に先立っての予備知識の獲得、あるいは実習後の論点の整理の場として活用されるのが、「海洋政策文化入門」の講義である。この講義は、学科教員によるオムニバス形式で行われ、各教員が自身の専門とする領域に基づいて、「海と人との関係」についての基礎知識を提供する。実習に関わる調査に

必要となる基礎的な知識や方法を総合的に学習する機会となるのが、「情報リテラシー」の講義である。情報の検索・収集・利用方法、文献や資料の引用方法、プレゼンテーション資料やレポートの準備・作成方法等を、演習やグループワークを継続的に行うことを通じて学ぶ。

このように、各科目での学習内容が実習と関連づけられている。それらの学習は、受講者が実習での学びを深めるための手がかりとなることが期待されている。また、実習での体験を通じて、「海洋政策文化入門」や「情報リテラシー」での学習内容の理解が促進されることもあるだろう。そうであるならば、これらの科目の取り組みは、相互に接合されていると見なしてよいだろうか。そのように即断することは、適切ではないと考える。なぜなら、ある科目を通じて受講者が獲得した知識や経験が実際に別の科目で役に立つということは、両者の科目において採用されている理論や方法論の接合を意味するとは限らないからである。一方で、理論や方法論の接合は必須なのかという疑問が提起されるかもしれない。この疑問について検討する場

* Department of Marine Policy and Culture, Tokyo University of Marine Science and Technology (TUMSAT), 4-5-7, Konan, Minato-ku, Tokyo, 108-8477, Japan (東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

合、それに先立って確認しておくべきことがある。それは、現状において実際に理論や方法論の接合が実現しているのか否か、あるいは接合が図られているのか否かということである。その確認がなされた上でなければ、接合の必要性の有無に関する議論も、教育現場の実態とかけ離れた不毛なものになりかねない。

筆者個人の見解を述べるならば、第一に、実習を中核として行われる一連の初年次教育における理論上や方法論上の接合の有無については、十分に時間をかけて検討することの意義は大きいと思われる。このような作業は、これまでに行われてきた教育活動を振り返り、その諸前提を改めて問い直すことで、現状の改善を図る機会になり得る。第二に、理論上や方法論上の接合の実現を図ることは望ましいと、筆者は考える。それにより、初年次教育における複数の科目間で共有され得る教育の目的、その達成のために取り組むべき課題、現状において解決すべき問題なども、明確になるからである。以上の点が不問に付される場合、初年次教育に関わる複数の科目の履修を通じて受講者が獲得できると期待される知識や経験の相互の関係ばかりか、相互関係を設定することの意義や実効性も、曖昧なままになりかねない。それゆえ、複数の科目間の相互関係をめぐって、理論や方法論にまで立ち返って検討を行うことが重要である。そうした検討作業を試みることにより、海洋政策文化学科における初年次教育のさらなる進展の可能性を示すことが、本稿の目的である。

ただし、一連の初年次教育において扱われる研究領域は様々であり、それらを網羅した検討作業は筆者の手に余るばかりか、本稿の限られた紙数にて達成できるものでもない。そこで、本稿では、筆者が担当する倫理学関連の講義内容に考察の範囲を限定する。この考察において議論の焦点となるのは、フレッシュマンセミナー及び関連科目での準備作業、調査、ディスカッション、プレゼンテーション、レポート作成等の過程に、どのような一貫性を与えることができるのかということである。実習で扱うテーマや訪問先は、年度ごとに大きく異なる場合がある。そうした変化が絶えず生じるとしても、各年度の初年次教育において達成することが期待される目標や、その達成を図るための教育プログラムについては、一貫したビジョンの下に設定することができるはずである。そうしたビジョンに照らして、各年度の内容をより充実させるための検討作業を継続的に行うことが可能になる。その前提として、理論や方法論の接合の実現が図られていることが望ましい。このことに力点を置いて考察を進めるゆえ、本稿では特定の年度の実習のテーマや訪問先での体験等についての具体的な記述は行わない。たとえテーマや訪問先が変化しても、共通に適用され得る理論や方法論を示すことが、本稿の主眼となる。もちろん、そうした理論や方法論、そしてそれらを背景として設定された目標や教育プログラムも変化し得るのであり、不変なものではない。しかし、その変化を認め

ることは、各年度のテーマや訪問先の違いには左右されない、ビジョンの一貫性の実現を目指すことと矛盾するわけではない。逆に、一貫性が存在するからこそ、それを成り立たせている諸前提を必要に応じて批判的に再検討し、根本的な刷新を図ることも可能になる。

はじめに、考察の前提となる事柄を記す。一つは、海洋政策文化学科の実習を中核とした初年次教育の概要と、ここにおいて筆者が担当している講義の主な内容である。もう一つは、本稿で扱う研究領域の概要と、その成立の背景である。次に、倫理学の観点から見た場合に、筆者が「海洋政策文化入門」と「情報リテラシー」で担当する講義にて扱う内容に共通する課題とは何かということを論じる。それは第一に、「グローバル」と「ローカル」の関係が問われているということである。第二に、従来の諸前提が自明ではなくなり、確実性を欠いた状況下での意思決定が必要となる場面が増えているということである。続いて、これらの共通課題への取り組みが求められる状況下で、「倫理の機能不全」が指摘され、そのことへの危機意識が強く表明されているという論点を見る。既存の倫理学の言説が実効性を失ったり、社会において規範そのものが機能しにくくなったりしていることが指摘されている。そこでは、倫理学の研究やそれを活用した実践はどのようになされ得るのかという問いが、重要な意味を持つ。その検討を通じて、筆者が「海洋政策文化入門」と「情報リテラシー」で担当する講義に共通する認識と、それに基づく両者の接合の可能性について論じる。

第二章 考察の前提

1. 本稿で検討する教育活動の概要

本稿での主たる検討の対象である、「海洋政策文化入門」での環境倫理学の観点に基づく教育、「情報リテラシー」での情報倫理学の観点に基づく教育に関しては、以前の論考でそれぞれの内容の立ち入った紹介と考察を行った。第一に、前者について論じた拙稿「環境倫理学の視点の海洋教育への適用可能性」（以下、「萩原（2019）」と略記）である²⁾。第二に、後者について扱った拙稿「情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題」（以下、「萩原（2020）」と略記）である³⁾。それぞれの科目で扱う内容の詳細についてはこれらの論考を参照していただくことにして、本稿での検討作業に最低限必要であると思われる範囲で、これらの教育活動の概要を以下に示す。上記の二つの拙稿では詳しく触れていなかった、実習を中核とした初年次教育全体の主な流れがどのようなものであるのかということに焦点を合わせて、時系列で記す⁴⁾。なお、実習の具体的な内容や受講者の体験、そしてそれらが倫理学の観点からどのように位置づけられ得るのかということについては、筆者が担当した年度の事例を〔萩原（2019）〕にて示した。

「海洋政策文化入門」及び「情報リテラシー」のそれぞれの初回には、ガイダンスが行われる。ガイダンスでは、各科目の内容が実習とどのように関係しているのかということや、受講の過程でどのような課題に取り組むことになるのかということについて、説明がなされる。「海洋政策文化入門」では、実習に向けての調査に役立ち得る、また、海洋政策文化学科での今後の学びにおいて「海と人との関係」をめぐる多面的な研究を展開するために必要となる、様々な研究領域の視点や基礎知識について、各教員が毎週異なるテーマで講義を行う。「情報リテラシー」では、ガイダンスの翌週から、実習と連動したグループワークの準備が始まる。実習に向けての調査活動を目的として、受講者は六つから八つ程度のグループのうちのいずれか一つに所属して、各グループのテーマに即した調査を行うことになる。各グループで取り組むテーマに関する説明が行われるのが、第2回の講義である。その説明を参考に、受講者は自身がどのグループへの所属を希望するのかということについてのアンケートに回答する。その結果に基づいて、グループ分けが行われる⁵⁾。

「情報リテラシー」の第3回以降では、情報に関わる各種の講義や演習が行われ、グループワークに必要な知識や経験を獲得する機会にもなっている⁶⁾。最初に、情報の利用に必須となる基礎知識について、筆者が講義を担当する。一つは、調査結果の発表や執筆の際の、資料や文献の引用方法を扱う講義である。複数の事例を提示し、どのような引用が適切であるのかということや、なぜ引用のルールを守らなければならないのかということ、詳しく説明する。また、不適切な引用や、学術論文での使用には適していないとされる表現について、受講者にクイズ形式で出題して、理解を促すことも試みている。もう一つは、情報に関連する倫理やリテラシーを扱う講義である⁷⁾。実習に関わる調査、発表、執筆等において、どのように情報を取り扱えばよいのかということ、受講者は学ぶ。倫理に関しては、個人情報やプライバシーなどの諸問題とその主要な論点及び理論を、それらの背景に存在する思想にまで遡って紹介する。リテラシーに関しては、統計資料や言説をどのように分析すればよいのかということ、具体例を通じて示し、受講者の理解を促す。

資料や文献の引用方法、情報に関わる倫理やリテラシーについて、演習によって学びを深める機会も用意されている。一つは、本学附属図書館の担当者による講義である。附属図書館やインターネット上で、資料や文献をどのように検索すればよいのかということや、得られた資料を利用する際の注意点についての講義が行われる。その後、実際に検索してみたり、当日に学んだことについてクイズに答えて論点を再確認したりといった、演習が行われる。もう一つは、本学産学・地域連携推進機構の担当者による講義である。知的財産権や著作権の概要、それらが大学での研究や教育とどのように関連しているのかといったことに

関して、具体的な事例を挙げた講義や視聴覚教材を使用した学習が提供される。講義の途中で関連事項をインターネットで検索して調べてみるという演習方式も採用されており、受講後には当日に学んだ内容の振り返りを目的としたクイズを通じて、論点を再確認する。以上の二つの講義に続いて、調査内容の整理、得られたデータの処理、調査結果の発表や執筆等に必要となる、基本的なソフトの使い方についての講義と演習が実施される。

ここまでの講義や演習の期間に、受講者は自身が所属するグループで扱う事例や調査方法の検討を進めておく。そして、講義や演習を通じて得られた知識や経験に基づいて、調査を進めていく。当然のことながら、こうした作業を行うには、週1回90分間の「情報リテラシー」の授業時間内だけでは足りない。したがって、調査活動の大半は授業時間外に行われることになる。そのようにして各グループにて日頃から進めている調査内容を各自が持ち寄り、議論したり検討したりするための準備作業を行うための期間として、3回分の授業時間が充てられる。これらの回では、各グループの作業の場を教員が巡回し、質問を受け付けたり助言したりするなどして、進捗状況を確認する。3回の準備を経て、実習の直前の回にて、各グループの調査内容に関する中間報告が実施される。中間報告は、パワーポイント資料を用いた短時間のプレゼンテーション形式で行われる。それまでに調べたことの概要と、実習でのインタビュー等を通じてさらに明らかにしたいこと、今後の課題等を各グループが発表する。それぞれの発表の後には、その内容についての質疑応答や、教員からのコメントの時間も設けている。そこで指摘や意見を参考に、実習当日までに各グループで調査内容の再検討を図る。

実習では、それまでの準備内容に基づいて、訪問先を見学したり、現地の関係者へのインタビューを行ったりする。その過程で、事前の準備段階での調査内容及びその諸前提の妥当性の有無を検証したり、十分に理解できていなかったことを明らかにしようとしたりといった試みがなされる。そうした体験の後には、各グループで実施した調査を振り返る機会が設けられている。3泊4日の現地滞在中に、各グループが1回ずつ、調査内容を報告する。現地での調査で何が明らかになったのかということ、事前の想定と異なっていたことの有無、今後さらに調べる必要があることなどが、主な報告内容である。報告にはパワーポイント資料を使用するのであり、現地での調査内容を短時間で分析し、発表として形にまとめる作業が要求される。報告の後、学生間での質疑応答やディスカッション、教員からの助言が行われる。その後、夏季休暇の期間を利用して、各グループでは調査や議論を進展させるとともに、最終的な成果をまとめるための準備も進めていく。そして、夏季休暇明けの「情報リテラシー」にて、最終報告を行う。中間報告と同様に、パワーポイント資料を用いたプレゼンテーション形式である。発表後に質疑応答や教員からの助言が行わ

れ、それらを参考にして改めたものを、プレゼンテーション資料最終版として提出する。

最終報告とほぼ同じ時期に、「海洋政策文化入門」の最後の講義を筆者が担当する。内容は、実習で各グループが取り組んだテーマについて、倫理学の観点から論点の整理を図るというものである。この講義の意義については[萩原(2019)]にて詳述したが、受講者が実習を通じて学んだことについて理解を深め、調査の成果をまとめるためのヒントになり得る視点を提供するという意図もある。また、最終報告のプレゼンテーション内容に基づいた「班別レポート」と「個人レポート」の提出も求められる。班別レポートは、グループのメンバー全員での共同執筆であり、これがグループとしての調査の最終的な成果となる。個人レポートでは、自身が担当した調査内容について、班別レポートの限られた紙数では書ききれなかったことなどを、より詳しく記すことが期待される。この二つのレポートを収録した『フレッシュマンセミナー(実習)報告集』を、海洋政策文化学科では毎年度刊行している。

2. 環境倫理学と情報倫理学の概要

次に、本稿での考察の対象となる研究領域である、「環境倫理学(environmental ethics)」と「情報倫理学(information ethics)」の概要を記す。これらの研究領域の成立の経緯や主要な論点については、[萩原(2019)]及び[萩原(2020)]にて、ある程度詳しく論じた。ここでは、本稿での考察を展開するに際して、これらの研究領域をどのように位置づければよいのかということに限定して記す。以下に示すように、環境倫理学も情報倫理学も比較的新しい研究領域であり、これらの領域において扱う対象とする範囲も論者によって様々であり得る。それゆえ、本稿で検討する「環境倫理学」及び「情報倫理学」とはどのようなものであるのかということ、考察に先立って確定しておくことが必要であると考える。

環境倫理学は、20世紀の後半に欧米を中心に本格的な研究が始まった研究領域であり、1990年代の初めあたりから日本でも広く知られるようになった。日本への環境倫理学の導入に積極的な役割を果たした加藤尚武は、欧米の環境倫理学には主に三つの論点があると指摘した。すなわち、「自然の生存権(rights of nature)」、「世代間倫理(inter-generational ethics)」、「地球全体主義(global totalitarianism)」である。「自然の生存権」とは、「人間だけでなく、生物の種、生態系、景観などにも生存の権利がある」ということ、「世代間倫理」とは、「現在世代は、未来世代の生存可能性に対して責任がある」ということ、「地球全体主義」とは、「地球の生態系は開いた宇宙ではなく閉じた世界である」という認識に基づく地球規模での環境保護政策の必要性を説く主張である⁸⁾。加藤が『環境倫理学のすすめ』にてこれらの論点を提示したのは、1992年に

ブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)」の直前の時期であり、日本は「地球環境問題ブーム」の最中であった。そうした状況で、加藤によって環境倫理学が精力的に紹介され、倫理学の研究者以外にもこの領域が広く知られることとなった。

しかし、これ以降、環境倫理学の議論が日本社会に定着したとは言いがたい。環境倫理学を専門とする研究者の人数が限られていることもあり、他の研究領域との間での議論や認識の共有や相互の議論も、必ずしも十分になされてきたわけではない。そうした傾向は、例えば「海洋教育(marine education)」との関連においても指摘できる。海洋教育には様々な研究領域の専門家が参入しているが、倫理学の研究者が積極的に関わり、議論を展開した事例は少ない。倫理学を専門としない論者が、海洋教育の一部として倫理の重要性を示唆することはあるが、立ち入った考察がなされているわけではない。[萩原(2019)]で検討した田中智志による論考は、倫理を主題として海洋教育について論じた先行研究の、数少ない例の一つである。そこにおいて田中は、海洋教育を次のように定義している。「海洋についてのたんなる知識技能を伝授することではなく、人が『海とともに生きる』ために必要な知識技能、そして思考力、判断力、表現力を教える者と学ぶ者がともに学び合うことを意味する。いいかえれば、海洋教育とは、教える者も学ぶ者も、人が人として『海とともに生きる』とはどういうことなのかと問い、あるべきその姿を、海洋に関する諸事実を極める自然科学的な知見、海洋の利用活用を考究する政策科学的な知見に支えられつつ、ともに探究し続けることである」⁹⁾。ただし、田中の論考では、加藤が示したような欧米の環境倫理学の観点に基づく考察が展開されているわけではない。もちろん、「環境倫理学」の定義も多様であり、欧米に由来する議論を前提としなければならぬ理由は存在しない。実際、日本においては欧米の環境倫理学の諸前提を問い直し、それらとは異なる理論の構築が試みられてきた。この点については、次章にて言及することにした。

本稿で扱うもう一つの倫理学の研究領域である情報倫理学も、20世紀の社会状況との関連で展開されてきた。情報倫理学は、「コンピュータ倫理学(computer ethics)」と呼ばれることもある。どちらの名称を使うべきかということやその理由については多くの議論がなされているが、現代社会において情報通信技術が発達し普及した状況を主たる考察の対象としているという点では共通である。この領域に関わる研究の基礎を築いた人物として知られるジェームス・H・ムーア(James H. Moor)は、1985年の時点で主要な研究課題を示している。それは、コンピュータ技術の社会的影響の本質、そして当該技術の倫理的な使用のための指針の定式化と正当化についての分析であるという¹⁰⁾。このような課題が設定された背景にあったのは、20

世紀後半にコンピュータ技術が急速に発達し、それに伴って新たな状況が出現したということであった。その後、コンピュータの小型化や一般の人々への普及により、情報倫理学において考察すべきとされる課題もさらに変化していく。特に 1990 年代のインターネットの出現と普及は、この領域の研究に大きな影響を与えたと言われている¹¹⁾。

「情報倫理学」という領域については、先行研究を参照するに当たって注意しなければならない点がある。情報通信技術の発達と普及が進んだ現代社会を主たる考察の対象とするということは、大半の論者に共有されている認識であると思われる。しかし、情報倫理学の研究対象とすべき範囲については、判断が分かれている。一つは、コンピュータをはじめとする情報通信技術に関わる諸問題に焦点を合わせた研究である。もう一つは、考察の範囲をより広く設定して、「情報」に関わる事柄全般を対象とした研究である。例えば、少年犯罪における実名報道、「やらせ」をめぐるメディアの倫理、診療記録の開示などに関わる医療の問題、遺伝情報の取り扱いに関わる問題、希少種の保護や毒性のある物質の蓄積などの環境に関わる統計データの扱いをめぐる問題、官公庁や企業における情報公開や内部告発の問題などが挙げられている¹²⁾。これらも研究の対象に含める論者は、「コンピュータ倫理学」ではなく「情報倫理学」という名称を使用すべきであると主張する。さらには、研究の対象が「生命倫理学 (bioethics)」、「環境倫理学」、「ビジネス倫理学 (business ethics)」をはじめとする各種の領域と重なっていることから、これらの領域は「情報」という観点から総合的に研究され得るといふ¹³⁾。本稿では、このように情報倫理学の研究範囲を広く設定する立場をとらない。本稿が考察の対象とする、海洋政策文化学科における初年次教育において扱われる範囲とは一致しないというのが、その主たる理由である。

環境倫理学、情報倫理学、そして生命倫理学やビジネス倫理学などは、いずれも「応用倫理学 (applied ethics)」の一領域として位置づけられることが多い。一方で、これらの領域を「応用倫理学」と呼ぶことについては、少なからず批判もある。応用倫理学とは別に「基礎倫理学」や「理論倫理学」なるものが存在していて、それらの成果を現実の問題に適用するのが応用倫理学であるという印象を与えかねないという点で、「応用倫理学」という名称は誤解を招きやすいものであると、土屋俊は指摘する¹⁴⁾。むしろ、応用倫理学の「基礎」となるものなどは存在していないという。なぜなら、倫理学が研究の対象とする価値は、時代や社会、状況によって異なるからである¹⁵⁾。そうであるならば、応用倫理学の研究とはどのようなものであるのかということについて、改めて明確な定義が必要であろう。土屋によると、応用倫理学とは、時代を超えた問題に解答を与えるというような試みではなく、「その時代が提起している倫理的問題を明確に分節化し、そこで提起された問題への解答のための枠組みを作り、それらの問題への解答を

述べること」である¹⁶⁾。

第三章 環境倫理学と情報倫理学の共通課題

1. グローバルとローカル

ここまで記してきたことを考察の前提として、環境倫理学の観点と情報倫理学の観点を比較検討し、それらの理論や方法論に依拠した教育活動の接合の可能性について、以降において検討する。なお、以下に示す論点の中には、先行研究を通じて様々な機会に論じられてきたと思われるものも含まれる。しかし、そうした論点についても、本稿の検討課題を理解するために必要と思われる範囲で、なるべく丁寧な記述を行うことにした。先に論じたように、年度ごとに実習のテーマや訪問先が変わったとしても維持され得る初年次教育の目標や、その達成を図るための教育プログラムは、一貫したビジョンの下に設定が可能となる。そうしたビジョンを確立し存続させるには、初年次教育を担当する教員が交代しても、議論や経験が蓄積されていかなければならない。それゆえ、本稿においては、筆者が担当した期間に得られた成果を、倫理学やそれに関連する領域を専門としない読者にも十分に理解可能な形で明確に記すことが必要であると考えている。そのような考えに基づいて、先行研究において扱われている事柄についても繰り返しをいとわず、それらの問題を本稿の文脈に即してどのように捉えればよいのかということ、基礎的な議論に立ち戻って記述する。

環境倫理学の観点と情報倫理学の観点を比較検討を行うに際して、議論の出発点に位置づけるものとして有効であると思われるのは、両者に共通の課題とは何かという問いである。もちろん、そのような共通性を示すということ、ただちに理論や方法論の接合を意味するわけではない。しかし、共通の課題がそれぞれの領域でどのように論じられているのかということを確認することによって、それらの課題を扱うための理論や方法論についての問いを深められるとすれば、接合の可能性も見えやすくなるのではないかと考える。環境倫理学と情報倫理学に共通する課題の一つとして挙げることができるのは、「グローバル」と「ローカル」の関係についての問いである。それは、両者において扱われている諸問題の多くがグローバルな性質を持つとともに、問題解決の方途を考える過程で、ローカルなものへの認識が必要となるからである。

先述のように、欧米の環境倫理学の主要な論点は「自然の生存権」、「世代間倫理」、「地球全体主義」であると、加藤尚武は指摘した。これらの論点を扱った先行研究は、地球規模の環境問題を主に想定して、議論を一般化する傾向にある。それゆえ、[萩原 (2019)] では、このタイプの議論を「グローバル型」と表現した。加藤自身の議論にも、そのような傾向を読みとることができる。自身の議論は普

遍性を指向するものであることを、加藤は表明している。地球温暖化対策については、国際協定に基づくトップ・ダウン型の意思決定が必要であるといった例を挙げて、地球規模の問題においては普遍的な倫理が必要であると主張する¹⁷⁾。ただし、グローバルな性質の問題についての指針として、地域を越えて適用されることを想定した規範を「普遍的」と形容することに対しては批判も提起されている。桑子敏雄によると、「普遍的であるとは、時、所にかかわらず妥当するということであり、グローバルということは、ある時点で地球全体にわたって妥当するということである。すなわちグローバルな基準を定めることは普遍的な原理を見出すことではない」という¹⁸⁾。

一方、「グローバル型」の議論に対して、「ローカル型」の議論も存在する。地球規模の問題をめぐる、地域を越えて適用されることを想定した規範を、鬼頭秀一は「普遍主義 (universalism)」と形容して批判する。それは、「環境への配慮の在り方の指針は普遍的なものでなければ、利害や文化を超越した合意形成はできない」という前提に立ち、一律な政策をあらゆる場面に適用しようとする立場である¹⁹⁾。このような普遍主義とは異なる観点に依拠した意思決定の可能性を構想する鬼頭は、多元性を重視した環境倫理学の営みが必要であると説く。多元性を無視した一律な政策は環境ファシズムに陥る可能性があるものであり、文化の多様性を否定してマイノリティの権利を奪う社会的不正義が生じかねないという²⁰⁾。つまり、一般論ではなく、それぞれの問題の個別性に焦点を合わせた議論こそが重視されている。それは、ローカルティへの着目であると言ってよい。個別の場面から出発する議論においては、価値や規範の共有の可能性は必ずしも否定されない。価値や規範を共有することの前提として、議論の一般化が可能であるということが無条件に想定されていることが、ここでは問われているのである。このようにしてローカルな価値の意義を掲げることは、多元性の強調につながる²¹⁾。こうした立場は、「多元主義 (pluralism)」と呼ばれる。

多元主義に立脚した環境倫理学の理論として、鬼頭は「社会的リンク論 (social linkages theory)」を提唱した。この理論は、地域における人と自然との関係を分析し、その在り方を問うことを目的としたものである。地域における人々の営みを、「社会的・経済的リンク (socio-economic linkages)」と「文化的・宗教的リンク (cultural-spiritual linkages)」という二つの側面に分類し、その関係が問われる。「人間が、社会的・経済的リンクと文化的・宗教的リンクのネットワークの中で、総体としての自然とかかわりつつ、その両者が不可分な人間-自然系の中で、生業を営み、生活を行っている一種の理念型の状態を、『かかわりの全体性』と呼び、『生身』の自然との関係のあり方として定義する。それに対して、その社会的・経済的リンクと文化的・宗教的リンクによるネットワークが切断され、自然から一見独立的に想定される人間が、人間から切り離さ

れて認識された『自然』との間で部分的な関係を取り結ぶあり方を、『かかわりの部分性』と称し、『切り身』の自然との関係のあり方として定義したい²²⁾。二つのリンクの関係やそれぞれの中身は、地域ごとに異なる。各地域の特徴や、それとの関連で育まれてきた文化の特徴が多様であることを考慮に入れるならば、人と自然との関係は一般化しがたいものである。それゆえ、社会的リンク論の観点からの考察においては、個別性、多元性が重視される。

環境倫理学においては、グローバルとローカルの関係という論点が普遍主義と多元主義の対比という形で展開されてきたことを、以上において確認した。同様の議論は、情報倫理学の領域にも見出すことができる。一例として、ジェームス・H・ムーアの主張は、「グローバル型」に分類できる。現代社会では、情報通信技術が発達し、その成果が世界中に普及している。このような状況では、情報に関わる規範の地域を越えた適用が不可欠であると、ムーアは考える。規範が地域を越えて適用されるためには、認識の共有が必要となる。そのための基礎となり得るものとして、ムーアは「本質的価値 (core value)」という概念を提唱する。それは、たとえ「全て」ではないとしても「ほとんど」の人々に共有されている価値であるという²³⁾。ムーアがその例として挙げるのは、生命、幸福、能力、自由、知識、資源、安全といった概念である。これらが地球上の大半の人々に共有されていると見なし、それを前提として議論の一般化と規範のグローバルな適用を図るという点で、ムーアの主張は普遍主義的であると言える。ムーアが「本質的価値」として挙げている諸概念は、直接的には情報に関わるものではない。しかし、情報に関わる規範の地域を越えた適用を図る上で、本質的価値から出発することこそが重要であると、ムーアは論じる。倫理的な観点を受け入れるには、他者を、そしてその本質的価値を尊重しなければならないからであるという²⁴⁾。

ムーアは、自身の主張に対立する立場として、「文化相対主義 (cultural relativism)」を挙げる。ムーアの定義では、それは、「倫理的な諸問題は、地域の慣習や法に基づいて、状況に応じて解決されなければならない」という主張である²⁵⁾。このような主張は、現代社会では有効ではないという。その理由とは、第一に、情報は特定の慣習とは関係なしに流通するゆえ、地域の慣習や掟に訴えたとしても一般的には答えを得られないということである²⁶⁾。つまり、現代においては、情報通信技術及びそれによって流通する情報は、グローバルな性質を持つということである。第二に、問題の新しさゆえに、それにうまく対処することのできる慣習や掟はどこにも見当たらない²⁷⁾。ムーアは、このような状況を「方策の欠如 (policy vacuum)」と呼ぶ。ただし、ムーアは文化や価値が多様であり得ること自体を否定しているわけではない。人々の間で、あるいは文化間で価値が異なることを認識しながら、情報通信技術を使用するための最適な方策について、合理的な議論を行うことが

できると述べている²⁸⁾。そのような試みの基礎となるのが、先述した「本質的価値」であるとされる。

他方で、情報倫理のグローバルな性質を強調し、普遍性を指向するムーアの議論の問題を指摘する論者も存在する。その一人である村田潔の以下の主張においては、「ローカル型」の情報倫理学の可能性が示唆されていると言えよう。「明確で公正な方法論なしにコア・バリューが行動ならびにポリシーの合理性評価の基準を与えると主張することは、政治的、経済的、あるいは軍事的パワーをもつ者が自らの価値を他者に強制したり押し付けたりする危険性を伴う。また、コア・バリューを構成する要素の候補としてムーアがあげたものに対する認識のずれが言語と文化の違いから生じている場合、理性的な対話を心がけても合意形成への道のりは決して平坦なものではないであろう」²⁹⁾。この主張は、環境倫理学において鬼頭が普遍主義を批判して、多元主義に立脚することの必要性を説いた際に表明していたことに重なる部分が多い。村田は、情報倫理の地域を越えた適用の可能性を否定しているわけではない。「単純な文化相対主義に陥ることは不毛である。それは、価値の対立状況の中で合意形成の方向性を見出そうとする情報倫理の試みを無駄なものとして排除してしまう」と述べている³⁰⁾。しかし、「本質的価値」を基盤とすることで情報倫理の地域を越えた適用が実現し得るというムーアの主張に対しては、懐疑的である。

2. 不確実性の増大

環境倫理学の観点と情報倫理学の観点に共通する課題として、もう一つ重要なものを挙げるとすれば、意思決定の「不確実性 (uncertainty)」であろう。この論点をめぐっては、多くの論者が様々な議論を展開しているが、ここでは本稿との検討課題との関連を念頭に置いて扱うことにしたい。すなわち、上述の「グローバルとローカル」あるいは「普遍主義と多元主義」という論点を考慮に入れて、不確実性についての問いを考察する。このように扱う範囲を限定することで、環境倫理学や情報倫理学の理論及び方法論に依拠した教育活動の接合の可能性を検討する上で、より深い洞察を得るための手がかりとなるはずである。

加藤尚武は、かつての時代と現代では危険の性質が変化したと、環境倫理学の観点から論じている。このことを考えるに当たって、加藤は「完全義務 (perfect duty)」と「不完全義務 (imperfect duty)」という二つの概念を導入する。完全義務とは、その履行に対して強制権を加えてよいものであり、不完全義務とは、なるべく行った方がよいが、行わなかったとしても処罰の対象になるわけではないものである³¹⁾。二つの義務が、「危険」という論点とどのように関わっているのかということ、加藤は次のように説明する。かつての時代においては、「危険と安全は経験的にほとんど自明なのだから、自己責任において危険を回避す

る可能性を保証することは国家の個人に対する義務であるが、危険の防止は国家の義務ではない」と考えられていたのに対し、現代では「危険と安全は経験的にほとんど判断することができない」のであり、「あらゆる安全性は専門家による測定によってしか判断できない。安全の情報依存性が基本的特徴となっている。したがって、専門家による正しい情報を提供することは、国家の国民に対する完全義務である」という³²⁾。すなわち、現代では人々は危険に対して日常の経験のみに基づいて対処できないゆえに、国家及び専門家の義務の性質が不完全義務から完全義務へと変化したという主張である。

上記の議論に関連して加藤が言及しているのが、「責任」についての問いである。「過失責任 (fault liability)」と「無過失責任 (no-fault liability)」の区別が、ここでの主要な論点となる。過失責任の場合は予見不可能性の抗弁が認められるが、無過失責任の場合はそれが認められないという点で、両者は決定的に異なる³³⁾。この二つのどちらを採用するかということ次第で、事故が発生した際の対処も全く異なったものとなる。過失責任は、「人間の過失を完全に予防することは人間の自由を奪うことになりかねないから、その発生を一定の社会的許容度以内に抑えるために罰則を科するという制度である」のに対し、無過失責任は、『異常な危険』(abnormal danger) をともなう事故は、完全な原状回復が不可能であって、反復して発生することが生活環境を不可逆的に劣化させることになるので、反復して発生することを防止するための制度である³⁴⁾。大型タンカーの座礁、油田施設の崩壊、原子力発電所からの放射性物質の流出などが、「異常な危険」の例として挙げられている。無過失責任制度では、事故の発生の許容限度を定めるのではなく、発生させないという強い義務を負わせるが、事故の発生を事実上ゼロにできないのであれば、「異常な危険」をもたらす可能性のある行為は中止するという選択肢が正しいと、加藤は主張する³⁵⁾。つまり、制御やその結果の不確実性が容認されないということである。

「完全義務と不完全義務」、「過失責任と無過失責任」という二つの論点を加藤が掲げた背景には、技術の性質の変化についての認識が存在する。技術が自然の自己同一性を維持する機能を破壊するようになったのが、現代の大きな特徴であるという³⁶⁾。その例として、原子の自己同一性、遺伝子の自己同一性、生物個体の自己同一性、地球生態系の自己同一性の破壊を挙げている。これらの自己同一性が脅かされるような技術に関する確実な予測は成り立たないと、加藤は考える。なぜなら、技術の安全性の根拠とされるデータが数十年間のうちに大きく変化してしまうというようなことが起こるからである³⁷⁾。技術が発達すれば、それによって得られるデータも変化し得る。その結果、「科学的に正しい」とされることも、時代とともに変化する可能性を否定できない。それゆえ、「データの寿命以上の時間的な長さに及ぶ外挿法は認められない」という原則と、未

来の世代の安全性にまで責任を持つために、技術に対してより謙虚になることが必要であるという³⁸⁾。

加藤の議論は、現代社会における技術の傾向に焦点を合わせたものであり、問題解決の在り方は、本稿の表現では「グローバル型」のものとなっている。一方、鬼頭秀一は、不確実性をめぐる問題についても「ローカル型」の立場をとる。ただし、技術とそれを取り巻く状況の性質が変化したという論点に関しては、加藤とほぼ共通の見解を示している。すなわち、近代以前の社会では技術の性質上、リスクを経験に基づいて認識しやすかったこと、多くの人工物は長い経験の中で飼いならされていたと考えられることである³⁹⁾。ところが、近代以降、科学技術及びそれによって生み出された人工物の性質が変化した。そうした人工物のリスクが時間的にも空間的にも大きくなると、人間が時間的に考えられる範囲を超えるようになる、一挙に把握できる範囲を超えた結果として制御可能性が低くなる、不確実性を経験によって飼いならすのは難しくなるといった事態が生じた⁴⁰⁾。

このような状況において、リスクに関わる問題は先述の「社会的リンク論」の観点に基づいて把握されるべきであると、鬼頭は主張する。従来のリスク論での考慮の対象は、主に社会的・経済的側面に限られていたものであり、そうした客観的指標では表現できないものとして、景観の享受や自然の中での遊びなどに関わる、代替不可能なものとしての地域における精神的な側面、そしてそれらを損なうこととのリスクがあるという⁴¹⁾。これは、リスクを物事の個別性との関連で捉えることの提唱である。「環境のリスクとは何かを問うことは、環境の価値とは何かを問うことに等しい。私たちが守ろうとしている環境は、まさに、環境のリスクが小さく、精神的にも安心して暮らせることである。そもそも、『環境』ということは、まさに取り囲むものであり、主体を抜いて考えることはできない」ゆえ、「主体の持っている価値も含めた形でリスクを捉える」ことが重要であると論じている⁴²⁾。

個別の場面に生活する主体の視点を除外したリスク論を、鬼頭は「パターナリズム (paternalism)」であると批判する。それは、「専門家が、技術官僚が、国民のために、技術的にもっともふさわしいと判断できる技術を導入する」ということである⁴³⁾。時代の変化とともに、パターナリスティックな意思決定では十分ではなくなったという。ただし、地域に生きる主体を考慮に入れるということは、主観性に全てを委ねてしまうことを意味するのではない。そのことを説明するために鬼頭が掲げるのが、「ローカル・ノレッジ (local knowledge)」という概念である。「地域での専門家でない人たちの判断は、完全に主観的ではなく、その地域での蓄積された知恵や技術を背景としており、地域に特有の自然環境の認識も含めて、間主観的な地域認識にかかわっている。そうした地域認識を背景としたような、ローカル・ノレッジの意味、専門家でない人たちが、

順応的にかかわって意思決定していくようなあり方こそが今や求められている」⁴⁴⁾。

以上のように、環境倫理学における不確実性をめぐる問いは、「グローバル型」と「ローカル型」のどちらを採用するかということ次第で、議論の方向性や力点の置き方が大きく変わってくる。一方、情報倫理学の場合、不確実性についての問題意識は明確であるが、このような鋭い対立はあまり見られない。その理由は、「グローバル型」の論者も「ローカル型」の論者も、情報通信技術の発達と普及、そしてそれに伴って生じる諸問題における「不確実性」という論点の位置づけに関しては、認識が決定的に異なるわけではないからであると思われる。

情報倫理学での不確実性をめぐる問いの一つは、現代社会における科学技術の性質に関わるものである。水谷雅彦は、次のように述べる。「近代科学の知は予測するための知であった。そしてそれは可謬主義を採用することで技術と結びつき、大きな発展をとげた。この場合、理論上の誤りが実験によって修正されるという科学観が、多少の事故があっても、それを繰り返さないように修正を加えれば結果として人類の幸福に貢献するという楽観主義的技術観へとつながっていったといえる」が、「この科学観、技術観が現代においてはもはや通用しない」⁴⁵⁾。例えば、原子力発電所からの放射性物質の流出のように、問題がひとたび発生すれば、致命的な被害が生じ得ることがある。そうした技術については、予測や判断が誤っていたり、実験が失敗に終わったりした場合、取り返しのつかない事態が発生するかもしれない。また、これから先に起こり得る出来事を完全に予測したり、その制御を試みたりすることが困難なこともある。「確かにコンピュータはシミュレーションを得意とし、それはある種の事故を未然に防ぐことに貢献しているだろう。しかし、それはあくまでバーチャルなシミュレーションであり、現実の世界における実験が不可能だから採用された方法である」⁴⁶⁾。コンピュータの予測通りに事態が進むとは限らないとすれば、そこには常に不確実性が伴うことになる。

第二に、意思決定の不確実性が挙げられる。「われわれの世界は絶えず新たな、そして大量の情報を生み出している。そして、そのことによって逆説的に不確実性を拡大している」と高橋久一郎は指摘する⁴⁷⁾。情報通信技術の発達と普及が、その主たる要因であろう。こうした状況は、「行為の決定において考慮すべき情報についての確定の不確実性を増し、そのことによってかえってなされた決定の『正当性』『もっともらしさ』に関するわれわれの確信を減ずる」⁴⁸⁾。「正当性」、「もっともらしさ」というものが成立するには、それらを論じる前提として、根拠づけとなる確実性が備わっていなければならない。そうしたものが失われてしまえば、土台が掘り崩されることになる。それどころか、「不確実性のもとで採用した行為は、それ自身、新たな不確実性を生み出すように作用する」⁴⁹⁾。

もう一つは、情報倫理学の諸問題を論じるための概念上の不確実性である。これは、従来の倫理学と情報倫理学を比べた場合に、両者は異なるのか、もし異なるとすれば、何がどのように異なるのかという問いに関わる論点である。ジェームス・H・ムーアは、両者の差異は存在するという立場をとる。情報通信技術の発達と普及に伴って、既存の諸前提が自明ではなくなるという。そのことは、特定の状況に対する理解だけでなく、適用される倫理的、法的なカテゴリーにも影響を及ぼす⁵⁰⁾。例えば、[萩原(2020)]にて論じたように、「プライバシー」という概念は、時代状況の変化の影響を受けてきた。生物学において新種の発見が分類に影響を及ぼすのと同じように、情報をめぐる状況が変化するに伴い、概念が意味するものも変化すると、ムーアは述べている⁵¹⁾。

第四章 環境倫理学と情報倫理学の接合可能性

1. 倫理の機能不全

環境倫理学と情報倫理学には、「グローバルとローカル」、「不確実性の増大」といった共通課題が存在していることを、前章にて確認した。これらの課題へのアプローチの方法、課題のどの部分に主に焦点を合わせるのかということには必ずしも一致せず、それぞれの観点からの分析や考察が行われている。それにもかかわらず、環境倫理学と情報倫理学の両者において同じ課題が扱われているということは、直面する状況についての認識という点では一致が見られると言ってよいだろう。この一致を出発点として、相互の議論の共通性や差異を一つ一つ検討していくことで、これらの倫理的な議論に基づく教育の接合の可能性も見えてくるのではないだろうか。さらに、両者の成立の背景そのものにも、一つの共通性が存在する。それは、環境倫理学も情報倫理学も、既存の倫理学の言説や社会における規範が機能不全に陥っているという危機意識を強く表明し、そこから議論を立ち上げているということである。

例えば、倫理学の観点に基づいた海洋教育の可能性を論じた田中智志は、その構想の中核となるはずの「海とともに生きる」ということが、現代社会では自明ではなくなっていると論じる。その理由としては、「海を巨大な自然の浄化装置と見なす」、「海をたんなる海洋資源とみなす」といった傾向が顕著になっていることを挙げている⁵²⁾。このような海との関わり方において、人々は自然への畏敬の念を欠いているという。「畏敬の念」とは、「人為を超える贈りものとしての自然があり、人はその自然の恩恵に与って生きている」という考え方、すなわち「享受の自然観」であると、田中は定義する⁵³⁾。一方、現代社会では、「享受の自然観」に代わり、「道具的な自然観」が前面化しているとされる。それは、「自然は経済的利益のために利用されるべき『素材』である」という考え方である⁵⁴⁾。こうし

た考え方が定着した背景として、田中は二つの論点を示している。一つは、「自然の利用は、私たちにさまざまな経済的利益をもたらすが、享受の自然観は、私たちにほつきりとした経済的利益をもたらさない、ということ」、もう一つは、現代社会が「市場経済的な道具的思考に彩られていること」、つまり、『役に立たないこと』（無為性）ではなく『役に立つこと』（有用性）を重視するという、有用性志向の価値観が支配的になっていることである⁵⁵⁾。

加藤尚武が欧米における主要な論点として挙げた「自然の生存権」、「世代間倫理」、「地球全体主義」の三つの論点のそれぞれにも、一種の危機意識を読みとることができる。しかも、これらの場合、従来の議論に代わる新たな視点とそれに基づく規範を提示しようとする積極的な姿勢が見られる。「自然の生存権」の定義やその対象とする範囲は論者によって異なるが、従来の人と自然との関係に対する強い反省の態度を表明し、新たな関係の構築を図るために、こうした概念が提起されているという点では共通している。例えば、リン・ホワイト・ジュニア (Lynn White Jr.) は、ヨーロッパの伝統的な自然観を「人間中心主義 (anthropocentrism)」と形容して批判する。ヨーロッパにおける科学技術は、人と自然との関係に対するキリスト教的態度に由来するものであるという⁵⁶⁾。人間中心主義を問い直し、「非人間中心主義 (anti-anthropocentrism)」に立脚した自然観の可能性を提起し、それを前提として自然の生存権を唱える論者は少なくない。

「世代間倫理」という概念も、従来の倫理学との対比で論じられている。ハンス・ヨナス (Hans Jonas) によると、従来の近代的な倫理の特徴は「相互性 (reciprocity)」である。人々の間で相互に義務や権利が存在するという場合、「権利を持つのは、権利要求を掲げるもの、すなわち、すでに存在しているものだけに限られる」とヨナスは指摘する⁵⁷⁾。このような関係においては、未来世代は現時点では未だ存在していないので、その利益は考慮の対象になりにくい。それゆえ、未来世代をも視野に入れた世代間倫理が必要になるといえる。それは、未来の人類の生存やその在り方に対する義務を、現在世代が負っているということである⁵⁸⁾。同様に、「地球全体主義」においても、既存の体系の機能不全が指摘されている。国家間のアトミズムを保証するというのが 19 世紀の建前であり、個人に先行する国家の領土の拡張によって個人の自由や欲望も拡張されるというように、両者は連動するものとして位置づけられていた⁵⁹⁾。すなわち、個人も国家も相互に独立し、自らの自由を行使する権利があるとされた。ところが、資源や生態系が有限であるという状況に直面すると、個人や国家の自由を基礎とした従来の前提は機能しにくくなる。そこでは、国家ではなく地球こそが優先されることになり、これによって国家のエゴイズムは抑制されるという⁶⁰⁾。

「ローカル型」の環境倫理学の場合は、「グローバル型」の環境倫理学、特に地球全体主義の主張そのものが、規範

としての有効性を欠いていると考える。鬼頭秀一は、地球全体主義の主張の前提を問い直す必要があると論じた。第一に、人間の自由や欲望は放っておけば拡大すると考え、それらを倫理や法律といった手段で制限しようとするのは、ヨーロッパの近代的な人間観を前提としたものであるという⁶¹⁾。このような前提に依拠した議論を一般化して、あらゆる地域に無条件に当てはめることの妥当性の有無が問われている。第二に、現代社会が直面する環境問題には社会的・経済的要因が深く絡んでいるのであり、それらを見捨てて欲望の問題に還元することは適切ではないと指摘する⁶²⁾。その典型的な例として、発展途上国の人口問題が挙げられている。また、「自由」や「欲望」といった概念は、一定の社会的な枠組みの中で意味を持つものであると、鬼頭は述べている⁶³⁾。つまり、人類一般に共通する自由や欲望の想定という普遍主義的な観点を批判し、多元主義的な視点の必要性が表明されている。

以上のように、環境倫理学においては既存の価値体系の機能不全を補完すべき、新たな倫理となり得るものが提唱されてきた。一方、情報倫理学の場合、倫理そのものが現代社会では機能不全に陥る傾向にあるとの認識が広く見られる。そのように考えられる理由の一つは、科学技術の発達に伴い、絶えず状況が変化していくという事態は、「情報」という概念との関連性が深いということである。「適切な指針を生み出すためには倫理学の学説を機械的に適用しさえすればよい」という立場をジェームス・H・ムーアは否定し、倫理学の営みにおいては行動指針を定式化するための首尾一貫した概念的な枠組みを提供する分析が必要であると論じる⁶⁴⁾。しかし、こうした試みがなされたとしても、なお未解決にとどまる問題が存在すると、村田潔は指摘する。「概念枠組みがうまく設定できたとしても、概念枠組みの形成がわれわれの事実認識に影響を与えることになり、さらには、選択可能なポリシーの中からどれを選ぶのかを決定する際には、コンピュータ技術が新たな行為を可能にし、したがって新たな価値をもたらすため、従来からの価値を見直す必要が生じてくる」。こうして、枠組みの更新や技術の革新に伴って議論の諸前提が自明ではなくなるため、そこには既存の価値が機能不全に陥る可能性が常に胚胎している。

また、情報に関わる倫理が十分に実効的であるためには、その前提として、日常において社会の規範が安定しているという条件が必要なのではないかという指摘もある。この点について、越智貢は「情報モラル」と「日常モラル」との対比によって考察している。「情報モラル」は日本の教育現場で用いられてきた表現であり、「情報倫理」と呼ばれているものと実質的に同じであると考えられる⁶⁵⁾。越智によると、通常、教育の場面で情報モラルは、次のような特徴を有する。「人間性が問題にされているのではなく、行為が問題にされている」、「よい行為を行なうことではなく、悪い行為を行なわないことに関心が向けられてい

る」、「行為の結果のみが問われるのであり、行為の動機は問われない」、「道徳的信条が問われるのではなく、知識や規則とそれに基づいた行為が問われる」、「システムの安全そしてユーザーの安全が目指すべき価値になる」⁶⁶⁾。これらの特徴を持つ情報モラルは、主に情報通信技術が使用される場面に特化したものである。一方、日常モラルの場合は、「セキュリティ・モラルにとどまらないモラル」、「人間性に言及しつつ、行為の倫理や結果の倫理以上のモラル」であることが期待されているという⁶⁷⁾。

この対比から明らかになるのは、情報モラルの場合、念頭に置かれている目標が日常モラルよりも低く、ある程度の強制力や抑止力が存在しなければ、モラルに見合う行為の実現はなかなか難しいだろうということである⁶⁸⁾。そして、強制力や抑止力が常に機能するとも限らない。非対面性や匿名性といった特徴ゆえ、インターネットは外的サンクションが機能しにくい世界であり、逸脱行為が生じやすいと、越智は指摘する⁶⁹⁾。そうであるならば、情報モラルの維持は必ずしも容易ではないことになる。このことから、越智は次のように問題を提起する。「情報倫理／情報モラルは日常モラルをベースとする二次的モラルだと言ってよいように思われる」が、「だからこそ、情報モラルの実現は容易でないとと言えるかもしれない。なぜなら、日常モラルそのものが多くの問題を抱えているからであり、また、日常モラルの理想を目指すはずの道徳教育がうまく機能していないとする報告さえ事欠かないからである」⁷⁰⁾。すなわち、外的サンクションが十分に機能しなくても情報モラルが維持されるためには、日常モラルが安定したものであるとして機能していなければならないが、現状はそれとは程遠いということである。

2. 「学び」の導入

環境倫理学においても情報倫理学においても、焦点の合わせ方や力点の置き方は様々であるとはいえ、倫理の機能不全という状況への対処が必要であるという認識が強く表れている。このような認識は、本稿の検討課題にも深く関わるものである。二つの研究領域の観点に基づく教育活動の実践において、倫理が機能する条件を問うことは重要だからである。この問いは、環境倫理学や情報倫理学の観点に基づく教育活動の実効性をめぐる問題に直結する。そこで、先行研究において、倫理が機能する条件についてどのような考察がなされてきたのかということを見てみたい。一般的な傾向として、環境倫理学においても情報倫理学においても、「グローバル型」の議論を展開する論者と比べて「ローカル型」の議論を展開する論者の方が、こうした問いに積極的に取り組んでいるように思われる。それは、「ローカル型」の研究の場合、それぞれの具体的な場面との関わりが一層深く、倫理が機能する条件を問うことは、現場における実践との関連において切実なものである

からではないだろうか。

普遍主義の立場からの一般論ではなく、個別的な場面から出発する多元主義的な観点の重要性を、鬼頭秀一は主張していた。ただし、多元主義にも問題があるという指摘もなされている。それは、多元主義においては、地域の現状や人々の認識を固定的なもの、すなわち、昔も現在も今後とも変わることのないもの、あるいは変わるべきでないものとして捉えがちであるということにはほかならない。このような把握の仕方は「静的 (static)」であると、鬼頭は形容する。静的な多元主義の視点には、主に二つの問題があるという。第一に、地域の当事者の視点や権利が無条件に優先されるならば、あらゆる開発計画や、その結果としての環境破壊が正当化されてしまう可能性がある⁷¹⁾。地域の当事者の判断を尊重するということは、環境保護という観点から見た場合には、プラスに働く場合もマイナスに働く場合もある。第二に、地域の現状を固定的に捉える結果、地域の人々が近代化の中で生活を変化させていくことに対して否定的になり、外から制限をかけることにつながるかもしれない⁷²⁾。地域の当事者たちが、現状の維持こそが最適であると考えているとは限らない。

静的な多元主義の把握様式とは異なる形で多元主義を展開するために、「動的 (dynamic)」な多元主義を構想することが必要であると、鬼頭は論じる。それは、「学び (learning)」という視点も含めた合意形成の在り方を考えるものである⁷³⁾。「学び」という概念が動的であるというのは、その過程を通じて人々の認識や意思決定の方向性が変化し得るからである。静的な多元主義の問題に陥る可能性があるのは、意思決定の現場を観察し、その方向性について助言したり研究成果を公表したりする、研究者に限られるわけではない。地域の当事者たちの視点も、静的なものになっていることがあり得る。身の回りの生活環境についての視点が固定的であったり、それらが自明なものであったりする場合が、その例であろう。そうした場合、地域の自然環境は地元の人々にとっては当たり前のものとしてしか認識されていないとすれば、「どの程度まで環境を守り、どの程度まで環境破壊を許容し得るか」といった基準も立てにくい⁷⁴⁾。そのような評価に関わる視点の有無によって、意思決定の在り方が静的なものにとどまるか、「学び」の過程を経て動的に展開していくかということが、左右される可能性もある。

それゆえ、意思決定に関わる人々が「学び」の過程で参照できるものが、動的な多元主義の実践においては重要な意味を持つ。鬼頭によると、「ローカル型」の理論としての「社会的リンク論」は、そのような役割を果たし得るのであるという。先に見たように、社会的リンク論の視点によると、近代化の過程では、「社会的・経済的リンク」と「文化的・宗教的リンク」の関係が「生身」から「切り身」へと変化する傾向にあるという。「この理論は、環境運動でのそれぞれの構成員やその運動自体が現象として

存在しているあり方を、2つのリンクの不可分性という基準でもって評価し、その可否を判定しようとするのではない。環境運動のそれぞれの構成員や運動自体が、人間と自然との関係性について、2つのリンクという概念ツールを使って自らを分析し、2つのリンクのネットワークのあり方がどのような形であるのか、また、どのようなあり方を目指しているのかを検証し、評価する普遍的な枠組みとして、その理論を使うことを提唱している⁷⁵⁾。

上記の引用箇所、鬼頭は「普遍的」という表現を用いている。これは、鬼頭が批判した「グローバル型」の議論における「普遍主義」とは異なる。「この理論が環境運動のあり方をこうあるべきだという形で一義的に指し示すことはありえず、環境運動はさまざまな文脈の中でさまざまに多元的な形でありうることを含意している。しかし、それにもかかわらず、多元的であっても、どんな形でもいいと言っているわけではない。2つのリンクを構成している要素のネットワークがシステムとしてつながっていないければならないという普遍的な評価のしかたを強く主張している⁷⁶⁾。ここでの「普遍性」は、「メタ・レベル」のものとして位置づけられている⁷⁷⁾。それぞれの地域の個別性、多元性を尊重する一方で、地域を越えて共有され得る指標であるという意味で、社会的リンク論の視点はメタ・レベルの普遍性を有する。鬼頭は、これを意思決定の「参照枠 (frame of reference)」と表現する。すなわち、意思決定に関わる人々が参照する、解を一義的には示さない枠組みである⁷⁸⁾。

参照枠を用いた動的な「学び」の過程に相当するものが、情報倫理学の領域においても論じられている。先述のように、ジェームス・H・ムーアは文化相対主義を批判し、その有効性を否定した。そして、「本質的価値」を基礎とした、「グローバル型」の情報倫理学の展開の可能性を示唆した。ムーアの主張との関連で問わなければならないのは、文化相対主義の立場をとらないならば、本質的価値のようなあらかじめ想定された普遍性を前提とすることは必然的なのかということである。高橋久一郎は、このことに関連する問いを提起している。多くの倫理学者は、「相対主義・懐疑主義的立場をとらなければ、倫理問題には唯一の正しい解がある (のでなければならない) と考えている」と高橋は指摘する⁷⁹⁾。そこでは、もし異なる理論が対立しているならば、いずれかが誤りであると見なされるだろう。こうした発想の根本にあるのは、倫理の目的は任意に設定するものではないという考えである⁸⁰⁾。

「一般に目的を設定することは、そのことによってその目的の実現に関わる『論議空間』を限定することである」が、「逆説的なことに、倫理学の『理論』はみな、論議空間を限定することで成立している⁸¹⁾。この主張に対しては、次のような問いが生じるかもしれない。「倫理学の理論の対立が論議空間を異にすることによるとすれば、異なった理論は異なった事柄について論じていることになり、

ある種の相対主義に道を開くことになるのではないだろうか⁸²⁾。つまり、ある理論と別の理論は、それぞれの論議空間が異なるゆえに、議論の共有や共通の理解の実現はあり得ないという認識である。そこでは、ある理論にとっての「正しさ」と別の理論にとっての「正しさ」は、論議空間の違いゆえに架橋され得ないのであり、そもそも両者の間に共通の尺度は存在しないということになってしまう。論議空間の複数性を認めるならば、異なる主張の比較検討は不可能であるという結論に至ることは不可避なのだろうか。必ずしもそのようにはならないと、高橋は主張する。

「さまざまな倫理学の理論は、最終的な解答をそれとして示すというのではなく、一定の論議空間のもとでの『答案』を示すことによって、最終的な解決への考慮すべき『素材』を提供するものとなる。そのようなものである限りでの倫理学は、ある一つの理論を確定的なものとして提出し、それが示す答えだけが正しいとして主張する必要はない。しかも、そのようなあり方をしているからといって、倫理学が相対主義を受け入れるわけではない⁸³⁾。ある理論によって示されるのは「答案」である以上、それは唯一の絶対的な解ではない。現時点で示されているものとは異なる「答案」が示され得る可能性も、そこでは排除されない。継続的な検討や議論を通じた「学び」の過程で、現時点で示されているものとは異なる「答案」が新たに選択される可能性がある。また、異なる理論によって複数の「答案」が示されたとしても、そのうちの一つだけを選んでそれ以外を選択する可能性を捨てなければならないわけではない⁸⁴⁾。複数の「答案」の中からどれを選択するかということは、それらを参照する側の判断に委ねられ得る。さらには、「答案」を参考にしつつ、それとは異なる別の解を選ぶということも可能である。このように、意思決定のための「素材」としての倫理学の機能は、意思決定の多元性や暫定性を視野に入れつつ、現状を無批判に追認することの回避も試みられているという点で、鬼頭による「参照枠」の構想に見られる問題意識との共通性を確認できる。

第五章 おわりに

以上において、環境倫理学と情報倫理学に共通する課題及び問題意識とはどのようなものであるのかということを検討した。そして、両者の接合の可能性として、「学び」の過程と、そこにおいて「参照枠」もしくは「素材」として倫理学が機能する余地があることを論じた。これらの論点は、環境倫理学の観点に基づく教育と情報倫理学の観点に基づく教育との接合の可能性を、具体化するものであると考える。例えば、「海洋政策文化入門」にて筆者が担当する回の講義では、「グローバル型」と「ローカル型」の環境倫理学の議論について概説し、各種の環境問題が「不確実性の増大」という特徴を備えていることに言及する。

また、環境倫理学の諸理論が既存の倫理学を問い直すことを通じて提起されたという、本稿で「倫理の機能不全」と表現した事態を説明する。その上で、実習で各グループが取り組んだテーマに関わる論点を環境倫理学の観点に基づいてどのように整理できるのかということを示し、議論の整理を図る。これは、受講者に「参照枠」となり得るもの示し、「学び」の過程を構成するということにほかならない。「情報リテラシー」での情報倫理学についての講義では、現代社会における情報通信技術の発達と普及、そしてそれによってもたらされた「不確実性の増大」や、そうした事態への対処の過程での「倫理の機能不全」をめぐる問題について、重点的に解説する。その際、個人情報やプライバシーなどの具体例を挙げるとともに、それらの概念の歴史的・思想的背景を取り上げることにより、受講者が大学入学前までに受けてきた情報倫理教育の諸前提を批判的に問い直す、「学び」の機会を提供する。また、講義を通じて学ぶ情報倫理学の諸理論は、各々が直面する事態に対する「参照枠」になり得るが、あらゆる場面に適用できる絶対的な解は存在し得ないということを強調する。すなわち、「情報倫理」なるものを一旦身につければそれで終わりなのではなく、それぞれの場面で情報倫理学の理論を手がかりとして問題を個別に検討し、解決策を探らなければならないということである。

このように、筆者が担当するそれぞれの講義では、本稿で環境倫理学と情報倫理学に共通する課題及び問題意識として示した事柄が、重要な論点として扱われている。また、いずれの講義においても、倫理学の視点を「参照枠」あるいは「素材」として提示することによって、受講者がそれまで自明としてきたことを一つ一つ問い直す、動的な「学び」の機会の創出を試みている。そして、「学び」の過程を通じて物事を多角的かつ批判的に検討することや「参照枠」の活用が、社会における意思決定の場面のみならず、今後の大学生活での研究活動においても重要であることについて、受講者が講義への参加を通じて理解を深めることができるように心がけている。「海洋政策文化入門」での講義と「情報リテラシー」での講義は、扱うテーマや内容は異なるとはいえ、上記のような共通の理論及び方法論、さらには共通の認識と一貫した問題意識に立脚して展開されている。その意味で、両者の接合、すなわち、環境倫理学の観点に基づく教育と情報倫理学の観点に基づく教育の接合が、具体的に実現していると言えよう。

この接合の実現により、「海洋政策文化入門」での講義と「情報リテラシー」での講義は、いずれも「フレッシュマンセミナー」での実習、そしてその前後の取り組みにおいて、受講者が「学び」を深めることに寄与していると考えられる。環境倫理学の観点に基づく教育と情報倫理学の観点に基づく教育の接合ということ自体や、その背景にある問題意識については、これらの講義において受講者に直接示されることはない。しかし、担当教員が接合に関する

明確な認識に基づいて講義内容を組み立てることで、講義を通じた初年次教育の質の向上を図ることにもつながるはずである。また、そのような認識を常に持ち続けることにより、初年次教育のさらなる改善に向けての継続的な実践も可能になるのではないだろうか。

本稿を閉じるに当たって、付記しておきたいことが三つある。第一に、本稿にて示したのは、あくまでも倫理学の観点に基づく教育に限定して検討した限りでの、初年次教育として行われる複数の教育活動の「接合」の可能性である。倫理学とは異なる研究領域の教員が同様の考察を行えば、本稿とは全く異なった接合の可能性も見出されるはずである。様々な研究領域の教員によってそのような議論がなされるならば、初年次教育のさらなる改善が期待される。第二に、本稿では各種の論点を倫理学の観点から考察したが、他の研究領域の観点からも検討することの意義は大きいと考える。本稿で扱った諸問題を別の角度からも捉えることによって、問題をより多角的に考察することができる。そうした認識に基づいて、筆者は社会学の観点からも、本稿で扱った諸問題を検討することを試みてきた⁸⁵⁾。第三に、本稿で提唱した「接合」の可能性は、初年次教育以外の場面にも適用し得るということである。実際、筆者は本稿で扱った以外の教育活動（例えば、本学で開講している海洋政策文化学科の専門科目）に関しても、同様の可能性を探求することを模索している。その具体的な内容や方法については、稿を改めて論じることにはしたい。

注

- 1) もちろん、受講者が特定の学習や経験によって何をどれだけ獲得できるかということには、個人差があるだろう。そのような個人差を認めたとしても、ここで問おうとしていることが不要になるというわけではない。
- 2) 萩原優騎「環境倫理学の視点の海洋教育への適用可能性——海洋政策文化学科における初年次教育を一事例として」、『東京海洋大学研究報告』第16号、2019年。
- 3) 萩原優騎「情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題——海洋政策文化学科における『情報リテラシー』の講義を事例として」、『東京海洋大学研究報告』第17号、2020年。
- 4) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の蔓延により、2020年度はそれぞれの講義がオンラインで行われることになったため、実施の形態や内容も例年とは大きく異なる部分がある。そのため、本稿では、対面で実施してきた2019年度までの講義内容に基づいて記述する。
- 5) 2019年度には、以下の八つのグループが設置された。「館山市の海辺のまちづくり政策の現状と展望」、「館山市の海洋観光（マリントーリズム）の現状と展望」、「スノーケリング活動における事故と安全対策」、「磯観察を通じた水圏環境教育の可能性」、「鋸南町保田地区の漁業の現状と課題」、「鋸南町保田漁協の取り組みと地域経済活性化」、「渚の博物館の現状と展望」、「鴨川シーワールドの現状と展望」。
- 6) [萩原(2020)]に記したように、筆者が「情報リテラシー」を担当することになった際に、講義内容の見直しを行い、その一部を改めた。
- 7) その内容のうち、倫理に関わる部分については[萩原(2020)]にて詳述した。
- 8) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1991年、vi頁。ここに示したのは、加藤による包括的な定義であり、それぞれの論点の扱いは、論者によって異なる。例えば、「自然の生存権」の対象は高等動物のみか、動物全般か、生物全般か、無生物も含むのかということについては、判断が分かれる。また、世代間倫理に関しても、その対象は子の世代までか、孫の世代までか、数世代先までかというように、様々な範囲の設定が可能である。
- 9) 田中智志「海洋教育の哲学——海のプロフェンド・アクティブラーニングへ」、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター（編）『海洋教育のカリキュラムと開発——研究と実践』日本教育新聞社、2015年、4頁。
- 10) Moor, James H. "What is Computer Ethics?" *Metaphilosophy*, 16 (4), 1985, p.266. ただし、この時点で念頭に置かれていた状況は、現状とは大きく異なるという点に注意しなければならない。つまり、かつてコンピュータは一般の人々に身近なものではなかったこと、ごくわずかな数の巨大な機械であり、それを活用するのは専門家の役割であったこと、こうした状況が1980年代までの議論を規定していた[土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、水谷雅彦/越智貢/土屋俊（編）『情報倫理の構築』新世社、2003年、12-13頁]。
- 11) この領域の主要な文献の一つである *Computer Ethics*（邦題『コンピュータ倫理学』）の著者であるデボラ・G・ジョンソン（Deborah G. Johnson）は、第3版の邦訳が刊行された2002年に、「日本語版への序文」で次のように記している。「実際のところ、1990年代のはじめまでに発展してきたのは、コンピュータ倫理学の文献だけではない。コンピュータと情報技術そのものが、驚異的な進化を遂げたのである。1993年に『コンピュータ倫理学』第2版を改訂し終えたときには、すでに新しい章——インターネットに関する章——を書かねばならないことがはっきりしていた。この章は、『コンピュータ倫理学』第3版での最も重要な加筆だった」[Johnson, Deborah G. (著)、水谷雅彦/江口聡（監訳）『コンピュータ倫理学』オーム社、2002年、10頁]。なお、「日本語版への序文」は原著には存在しないため、邦訳のみを参照した。
- 12) 水谷雅彦『情報の倫理学』丸善、2003年、iv頁。
- 13) 同上。
- 14) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、4頁。
- 15) 同上。
- 16) 同上、5頁。
- 17) 加藤尚武「日本倫理学会のための三つのエッセイ」、1999年。

- http://www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/kato/3essays.html (2014年6月13日 閲覧)
- 18) 桑子敏雄「環境思想と行動原理——『グローバル』と『ローカル』」、鬼頭秀一(編)『環境の豊かさをもとめて——理念と運動』昭和堂、1999年、58頁。
- 19) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って——多元性と普遍性の狭間の中で」、『東北哲学会年報』第16号、2000年、61頁。
- 20) 同上。
- 21) 同上。
- 22) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク』ちくま新書、1996年、126-127頁。
- 23) Moor, James H. "Reason, Relativity, and Responsibility in Computer Ethics," *Computers and Society*, 28(1), 1998, p.19.
- 24) *Ibid.*, p.20.
- 25) *Ibid.*, p.18.
- 26) *Ibid.*
- 27) *Ibid.*
- 28) *Ibid.* ただし、「合理的」であるとはどのようなことなのか、それはどのような条件下で正当性を獲得し得るのかといったことについて、ムーアは明言していない。
- 29) 村田潔「情報技術の社会的インパクト」、村田潔(編)『情報倫理——インターネット時代の人と組織』有斐閣、2004年、60頁。
- 30) 同上。
- 31) 加藤尚武『災害論——安全性工学への疑問』世界思想社、2011年、71頁。
- 32) 同上、78-79頁。
- 33) 同上、91頁。
- 34) 同上、92頁。
- 35) 同上、93頁。
- 36) 同上、80頁。原子の自己同一性に関わる例としては核エネルギーの開発を、遺伝子の自己同一性に関わる例としては遺伝子操作を、生物個体の同一性に関わる例としては免疫抑制剤を、地球生態系の自己同一性に関わる例としては自然界の自己調整機能の破壊が挙げられている。
- 37) 同上、89頁。
- 38) 同上、89-90頁。
- 39) 鬼頭秀一「リスクを分かち合える社会は可能か——リスク論の環境倫理による問い直し」、松永澄夫(編)『環境——安全という価値は…』東信堂、2005年、246頁。鬼頭が「リスク」と表現している事柄について、先述の加藤の論考では「危険」という表現が用いられていた。加藤は、両者を次のように区別している。「危険」はそれを人間が認識するか否かに関わりなく客観的に存在するもの、「リスク」は行為の際にそれを認識、想定して、あえて行うもの、引き受けるものであるという[加藤尚武『災害論』、68頁]。
- 40) 鬼頭秀一「リスクを分かち合える社会は可能か」、246頁。
- 41) 鬼頭秀一「リスクと社会的リンク」、『科学』第72巻第10号、2002年、1033頁。
- 42) 同上、1032頁。
- 43) 同上、1035頁。
- 44) 同上。ここで言及されている「順応的」ということについて、鬼頭は別の機会に「順応的管理 (adaptive management)」という表現によって、より明確に記述している。「最初から管理すべき生態系を想定して全面的に設計してやっていくようなやり方ではなく、仮説を立てて、少しずつ手を入れつつ、モニタリングを行いながら、その結果に応じてそのやり方をフィードバックして設計を変更しながら管理をしていくというのが順応的管理である。これは、科学の根源的な不確実性ということを前提としている」[鬼頭秀一「リスクを分かち合える社会は可能か」、253頁]。
- 45) 水谷雅彦『情報の倫理学』、22-23頁。
- 46) 同上、23頁。
- 47) 高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、水谷雅彦/越智貢/土屋俊(編)『情報倫理の構築』新世社、2003年、61頁。
- 48) 同上、62頁。
- 49) 同上。
- 50) Moor, James H. "Reason, Relativity, and Responsibility in Computer Ethics," p.17.
- 51) *Ibid.*
- 52) 田中智志「海洋教育の哲学」、5頁。
- 53) 同上、6頁。
- 54) 同上、6-7頁。
- 55) 同上、7頁。ただし、「享受の自然観」の意義は現代においても失われているわけではないと田中は論じ、その育成のための方法として海洋教育を位置づけている。
- 56) White, Lynn, Jr. "The Historical Roots of Our Ecologic Crisis," *Science*, 3767, 1967, p.1206. (青木靖三(訳)『機械と神——生態学的危機の歴史的根源』みすず書房、1999年、92頁。)つまり、現代の環境危機の根本的な原因を、ヨーロッパの宗教的伝統に求めるという立場である。この主張に対しては様々な異論が提起されてきたが、本稿の主題ではないので、ここでは検討の対象としない。
- 57) Jonas, Hans. *Das Prinzip Verantwortung*, Suhrkamp, 2003, S.84. (加藤尚武(監訳)『責任という原理——科学技術文明のための倫理学の試み(新装版)』東信堂、2010年、69頁。)
- 58) *ibid.*, S.86. (同上、71頁。)
- 59) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、46頁。
- 60) 同上、46-47頁。
- 61) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、81頁。例えば、加藤は地球全体主義との関連で、次のように論じている。「欲望の世界の総量を制限しなければならない。世界の総量を制限すれば、必ず個人の自由も制限されるのだろうか。総量規制と自由主義は絶対に両立できないのだろうか」[加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、47頁]。
- 62) 鬼頭秀一『自然保護を問いなおす』、81-82頁。

- 63) 同上、82 頁。
- 64) Moor, James H. “What is Computer Ethics?” p.266.
- 65) 越智貢『『情報モラル』の教育——倫理的視点から』、越智貢／土屋俊／水谷雅彦（編）『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000 年、193-194 頁。「情報モラル」とは、新学習指導要領で中学校や高等学校での情報に関する教育が課された際に、その一環として学習の対象となったものである〔同上、188 頁〕。それに対し、大学で実施されている「情報倫理教育」と呼ばれるものについては、各種の入門書や学術論文等にも明確な定義が見当たらない。日本の大学において、基礎教育として情報倫理が教えられるようになったのは 1999 年頃からとされており、コンピュータが一般家庭に普及し始めた時期だった〔吉田寛／平沢隼「大学・専門学校における情報倫理教育への提案」、『日本社会情報学会第 24 回全国大会研究発表論文集』2009 年、256 頁〕。このように、一定の年月の経過や実践経験の蓄積にもかかわらず、大学での情報倫理教育に関する何らかの統一的な定義や指標は確立されていない。「手探りの教育内容で情報倫理教育がはじめられ、互いに他大学の実施例を見習いながら軌道修正を続けた結果、情報倫理教育がいくつかの典型的な形に収束し、安定してしまったというのが実情である」〔静谷啓樹『情報倫理ケーススタディ』サイエンス社、2008 年、i 頁〕。
- 66) 越智貢『『情報モラル』の教育』、197-199 頁。
- 67) 同上、199 頁。
- 68) 同上、204-205 頁。「外的サンクション」の対義語は「内的サンクション」、すなわち「良心 (conscience)」である。情報モラルに関しては、内的サンクションを前提に考えることはできないと、越智は述べる。「良心は『よい人』の属性であり、その限りで、人間性の倫理に関わっている。それは行為の倫理にとどまるモラルが目指す目標ではありえない」〔同上、205 頁〕。
- 69) 同上、206 頁。
- 70) 同上、210 頁。
- 71) 鬼頭秀一「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程——諫早湾と奄美大島の『自然の権利』訴訟の事例を中心に」、『環境社会学研究』第 4 号、1998 年、48 頁。
- 72) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って」、67 頁。
- 73) 同上、69 頁。鬼頭は、「学び」という概念の厳密な定義は与えていない。「学び」の在り方について問いを掘り下げるには、教育学などの領域の先行研究との関連で議論を深めていく必要があるだろう。例えば、教育学の領域では、「ワークショップ (workshop)」という参加型の手法について、以下のように述べられている。ワークショップとは、「参加者が自ら参加・体験して共同で何かを創り出す」活動であり、「学習課題設定自体が正解を想定していないこと」、「参加者による『相互作用』や『意味生成』を尊重していること」、「究極的な正答を措定せずに、学びの過程における経験を重視すること」といった特徴を持つ〔広石英記「ワークショップの学び論——社会構成主義からみた参加型学習の持つ意義」、『教育方法学研究』第 31 巻、2005 年、5 頁〕。意思決定の場面の個別性や、その過程での認識の変容を重視しているという点で、ここに示されているワークショップの定義やその特徴は、鬼頭の構想と合致する部分が多いと思われる。
- 74) 鬼頭秀一「環境運動／環境理念研究における『よそ者』論の射程」、53 頁。
- 75) 同上、57 頁。
- 76) 同上。
- 77) メタ・レベルの理論は、次のように定義される。「かりに言語 L1 を研究し、分析し、記述しようとする場合、L1 についての研究の諸成果、つまり、L1 の使用上の諸規則、を定式化するために言語 L2 が必要となる。この場合 L1 を対象言語 (object language)、L2 をメタ言語 (metalinguage) とよぶ。L1 について、知られ、しかも L2 によって語られうるものの総体は L1 についての (L2 による) メタ理論 (metatheory) とよばれうるだろう」〔Carnap, Rudolf. *Introduction to Semantics*, Harvard University Press, 1942, p.4. (遠藤弘 (訳)『意味論序説』紀伊國屋書店、1975 年、14 頁)〕。
- 78) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って」、69 頁。
- 79) 高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、66 頁。
- 80) 同上、67 頁。
- 81) 同上。
- 82) 同上。
- 83) 同上、69 頁。
- 84) このような認識に基づく意思決定の在り方を、村上陽一郎は「認識のダイナミズム」が発揮される「複数解」として提唱している。それは、「ある特定の『解』が今選ばれたのは、取り敢えずある特定の価値と視点に重きを置いたからであって、それ以外の可能性を否定し、捨てたわけではない、ということ、常に、強く、認識すること」である〔村上陽一郎『安全学』青土社、1998 年、235 頁〕。
- 85) 環境倫理学に関わる問いの社会学的な観点からの検討については、以下の拙稿を参照。萩原優騎「ウルリッヒ・ベックのリスク社会論と普遍性／多元性の問題——再帰的近代化とグローバリゼーションについての問いを中心として」、『年報 科学・技術・社会』第 24 巻、2015 年。萩原優騎「環境倫理学のグローバルな次元とローカルな次元の関係——ウルリッヒ・ベックの再帰的近代化論を参照して」、『共生科学』第 9 号、2018 年。情報倫理学に関わる問いの社会学的な観点からの検討については、以下の拙稿を参照。萩原優騎「情報通信技術が発達した状況下での倫理規範の有効性——情報倫理学とリスク社会論の視点から」、『社会科学ジャーナル』第 87 号、2020 年。萩原優騎「情報倫理学における文化相対主義批判の再検討」、『社会科学ジャーナル』第 88 号、2021 年刊行予定。

倫理学の観点からの教育活動の接合可能性 —海洋政策文化学科における初年次教育の経験に基づいて—

萩原優騎

(東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

要旨： 初年次教育としての様々な教育活動は接合し得るのかということ、環境倫理学と情報倫理学の観点から検討することが、本稿の目的である。環境倫理学と情報倫理学に共通する傾向の一つは、普遍主義と多元主義の対立、すなわち、地域を越えて一律の基準を適用するのか、それとも社会や文化の多様性を尊重するのかということである。第二に、科学技術の発達と普及に伴う不確実性の増大が、環境倫理学においても情報倫理学においても主要な論点になっている。そして、これらの困難に直面し、現代社会では従来の規範が機能不全に陥っている。それゆえ、問題解決のための新しい規範が必要であると言われる。重要なのは、規範がどのように有効に機能し得るのかということである。本稿にて提唱する一つの可能性は、意思決定に参加する人々が自らの自明性を問い直すための相互の学びをサポートする参照枠として、倫理学が機能することである。初年次教育としての倫理学の観点からの教育活動は、学びの過程での多角的かつ批判的な思考と参照枠の活用が意思決定の場面において、さらには大学での研究活動においても重要であることについて、受講者が理解を深める機会となり得る。

キーワード： 環境倫理学、情報倫理学、普遍性、多元性、不確実性、学び